

公益財団法人かんぽ財団役員等の報酬等及び費用に関する規程

[制定 平成 25 年 4 月 1 日]

[一部改正 平成 27 年 4 月 1 日]

[一部改正 令和 4 年 3 月 8 日]

[一部改正 令和 6 年 6 月 20 日]

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、公益財団法人かんぽ財団（以下「当財団」という。）の定款第 14 条（評議員の報酬等）及び第 31 条（役員の報酬等）に基づき、評議員及び役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定め、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第 11 条に定める評議員をいう。
- (2) 役員とは、定款第 25 条第 1 項に定める理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、当財団を主たる勤務場所とし、週の半分以上の日数を当財団の業務に従事する者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益法人認定法第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 常勤役員には、職務執行の対価として、次に掲げる報酬等を支給することができる。

- (1) 報酬
 - (2) 退職手当
- 2 非常勤役員及び評議員には、職務執行の対価として、報酬を支給することができる。
- 3 前 1 項 2 項にかかわらず本人が報酬等の支払を辞退した場合は支給しないこととする。

(報酬の額)

第 4 条 常勤役員の報酬額は、別表 1 に定める「常勤役員の報酬年額表」に基づき、評議員会が決定する。

2 非常勤役員及び評議員が業務を執行した場合及び理事会等に出席した場合の報酬額は、別表2に定める「非常勤役員及び評議員の報酬日額表」の額とする。

(退職手当の額)

第5条 退職手当の額は、在職1年につき、退職又は死亡した日におけるその者の毎月の役員報酬額に100分の100を乗じて得た額とする。

2 在職期間の計算は、役員になった日の属する月から退職又は死亡した日の属する月までの引き続いた期間とする。なお、在職期間に1年未満の端数がある場合には、その月数を12か月で除して計算する。

(費用)

第6条 費用は、実際に要した額（実費）を支給する。ただし、通勤手当は、月額5万円を限度とする。

(支給方法)

第7条 常勤役員の報酬は、次の各号により支給する。

- (1) 報酬は、年額を12か月に分割して支給する。毎月の支給額は100円未満を切り捨てた額とする。
 - (2) 支給日は、毎月17日とし、その日が休日又は土曜日にあたる場合は、順次繰り上げて支給する。
 - (3) 新たに常勤役員となった者には、その日から支給する。
 - (4) 常勤役員が退職又は死亡したときは、その日まで支給する。
- 2 非常勤役員及び評議員の報酬は、職務執行の都度支給する
- 3 退職手当は、常勤役員が退職又は死亡した場合に支給する
- 4 費用は、発生した都度支給する。ただし、通勤手当は、通勤が発生した日の翌月（その日が1日の場合は当月）から退職又は死亡した日の属する月までの間、毎月17日に月額実費を支給する。

(公表)

第8条 当財団は、この規程をもって、公益法人認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めることができる。

別表1 常勤役員の報酬年額表

役職	年額
理事長	1,500万円以下
専務理事	1,200万円以下
常務理事	800万円以下
監事	800万円以下

別表2 非常勤役員及び評議員の報酬日額表

役職	日額
評議員	32,000円以下
理事長	49,000円以下
理事	32,000円以下
監事	32,000円以下 ※49,000円以下

※印は、監事監査及びその他の監査業務等に従事する場合の支給日額